様式第2号(第6条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　様

丸亀市長　　　　　　　　　　　印

丸亀市医療・介護・養護施設等及び障害児(者)支援事業所支援金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった丸亀市医療・介護・養護施設等及び障害児(者)支援事業所支援金については、下記のとおり交付することに決定したので、丸亀市医療・介護・養護施設等及び障害児(者)支援事業所支援金支給要綱第6条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ２　交付条件 | 1. この支援金に係る文書について、丸亀市情報公開条例（平成17年条例第21号）の規定に基づく文書の開示請求又は個人情報の開示の申出等があった場合は、当該条例の趣旨に添った対応をすること。
2. 市長が必要であると認めるときは、職員による書類等の検査を受けなければなりません。
3. この支援金に係る文書について、法令に定めのあるものは、その期間、その他のものは事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。
4. 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受け

なければなりません。1. 丸亀市医療・介護・養護施設等及び障害児（者）支援事業所支援金支給要綱の規定に違反した場合は、支給の決定を取り消し、支援金の返還を求めます。
 |